

1 いじめ防止の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。いじめが重篤になるほど状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめの未然防止とともに、適切な初期対応が重要である。

また、被害者が嫌だと思っていなくても、周りで見ている人がその関わり方がいじめのようで嫌だと感じたら、それもいじめである。

(2) いじめの定義

<いじめ防止対策推進法>

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

ア いじめの表れとして考えられること

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

イ いじめの理解

- ・どの子どもにも、どこでも起こりうる。
- ・「暴力を伴わないいじめ」も、何度も繰り返されたり大勢から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同じく生命または心身に重大な危険を生じさせることがある。
- ・「被害者」「加害者」だけでなく、はやし立てたりおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」にも気をつけ、集団全体がいじめを許さない雰囲気となるように指導や支援をする。

(3) 「いじめ0」宣言～4つの共通理解～

いじめ問題に取り組むにあたり、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認識された場合の「早期対応」に的確に取り組む必要がある。教職員がもつべきいじめ問題についての共通認識とする。

- ① いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こりうる。
- ② いじめは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない。
- ③ いじめられている子を必ず守り通す。
- ④ 暴力をふるう、金品を盗む、たかる、誹謗中傷は、犯罪行為である。

2 いじめ防止のための対策

(1) 学校いじめ対策組織

ア 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・養護教諭

(必要に応じて、関係の深い教職員・SC・SSW等を追加する。)

イ 実施計画

(ア) いじめ対策委員会

いじめアンケート(年3回)実施後、担任が児童全員と面談を行う。いじめに該当する内容があった場合、その後の対応について協議する。また、いじめ防止基本方針の点検及び見直し、いじめ対策の企画立案も行う。

(イ) 緊急会議

いじめの情報があった時に、随時対応の協議を行う。

(2) いじめの未然防止

ア 菊川市幸せ宣言

令和6年度に菊川市「いじめ防止サミット」が開かれ、いじめを防ぐ行動につなげる「菊川市幸せ宣言」が採択された。1学期始業式や学級会で共通理解を図る。

イ 居場所づくり

全職員が児童一人一人を認めることで、児童同士も良さを互いに認め合う、一人一人が安心・安全に過ごせる学校・学級づくりに取り組む。

ウ 道徳教育や人権教育の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係をつくるとともに、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通じて道徳教育の充実を図る。情報モラルを身につけさせる指導の充実を図る。

エ 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動及び児童会活動などで、子どもが自主的にいじめについて考え議論するような、いじめ防止に資する活動に取り組む。

オ 保護者や地域との連携

家庭、地域、学校が連携し、子どもの健やかな成長を見守り、協力して対応する。

カ 配慮を要する子どもへの支援

子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を、組織的に行う。

キ 教職員の資質向上

ソーシャルスキル研修や人権研修等、事例を元にした研修を行い、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

(3) いじめの早期発見

ア 教職員による日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の雑談等を機会に、子ども達の様子に気を配る。「子どものいるところには、教職員がいる」ことを目指し、共に過ごすよう心がける。

イ 定期的なアンケートの実施

定期的にいじめアンケートや生活アンケート(学校評価)を実施し、子どもの実態を把握する。また、必要に応じて臨時実施する。

ウ 保護者との信頼関係づくり

いじめ発見のきっかけは、「保護者からの訴え」が多い。いじめられている子どもは、家庭でも様々なサインを出していることが考えられる。保護者と話をする機会を設け、学校と保護者が連携して早期発見及び解決に当たる。

エ 校内研修

教職員の共通理解を図るため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

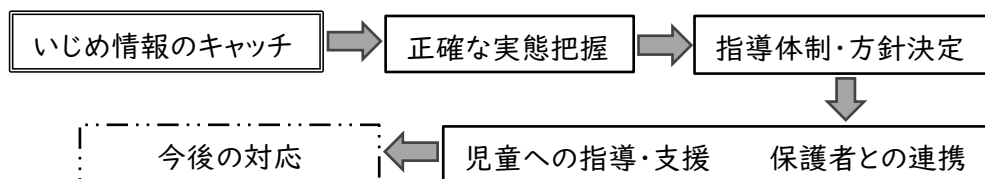
オ 教育相談体制の充実

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、教育相談体制を整備。ポスター等で「24 時間子供 SOS ダイアル」など電話相談の周知。

(4) いじめの早期対応

ア いじめ対応の基本的な流れ

いじめの通報を受けたり、いじめの疑いがあったりするときは、教職員はまず生徒指導主任に報告する。その後、学校いじめ対策組織で緊急会議を開き、対応を協議する。



イ いじめへの対応

いじめが確認された場合、第一にいじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。そして、いじめをやめさせ再発を防止するために学校いじめ対策組織を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を求める。そして、いじめの被害者や加害者、それぞれの保護者に対する支援や助言、指導を継続的に行う。全教職員で共通理解し、対応していく。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安としてやんでいること②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされている状態である。また、「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分あり得ると考え、日常的に注意深く観察を継続する。

(6) 重大事態への対処

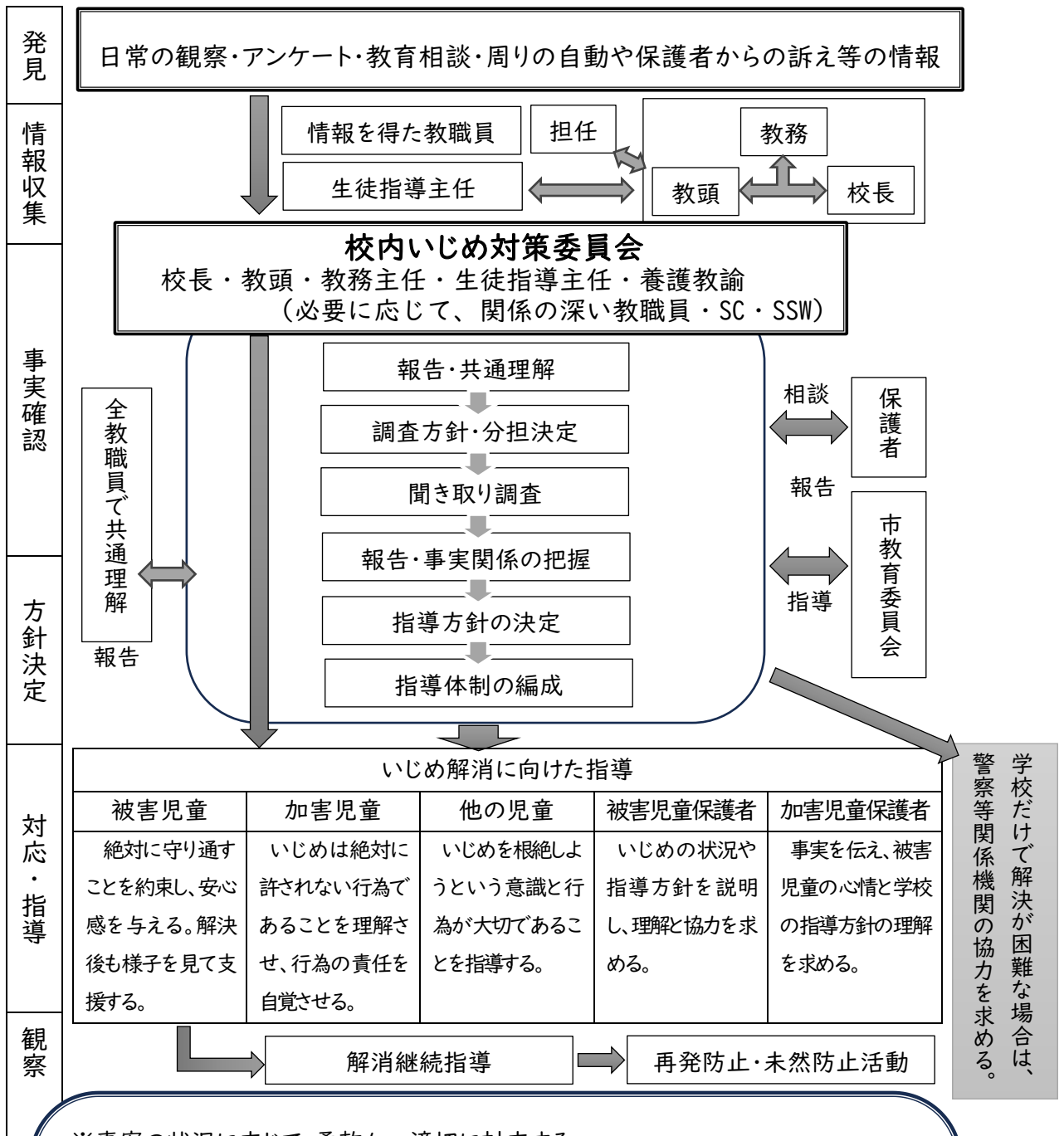
<いじめ防止対策推進法>

第28条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

重大事態が発生した場合には、学校は学校の設置者に報告し、設置者の判断のもと、速やかに設置者又は学校のもとに調査組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。

組織的対応の流れ



※事案の状況に応じて、柔軟かつ適切に対応する。

※いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまで、情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重大な場合や情報が不確かな場合は、把握した情報をもとに、十分に検討・協議し、慎重に対応する。

※生命・心身又は、財産に重大な被害があり、又は相当期間にわたり被害児童が欠席を余儀なくされるなどの重大事案が発生した場合、速やかに市教育委員会に事案発生を報告するとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要求する。そして、市教育委員会との調査委員会の中で、事実関係の確認、被害児童及び加害児童の今後について協議する。